

『ドイツ文學研究』『独逸文學研究』『報告』

掲載論文著者ならびにその著作権継承者の皆様へ

—人間・環境学研究科ドイツ語部会刊行紀要の電子化・公開に係る著作権の処理について

京都大学人間・環境学研究科ドイツ語部会では、2009年以降に刊行した『ドイツ文學研究』を、京都大学学術情報リポジトリ(KURENAI)を通して電子ジャーナルとして公開しています。これらに加えて、2008年以前に当部会およびその前身である総合人間学部ドイツ語部会・教養部ドイツ語研究室・分校獨逸語研究室が刊行した『ドイツ文學研究』『独逸文學研究』『報告』（以下 ドイツ文學研究など）に掲載した著作物につきましても、同リポジトリを通して公開していきたいと考えています。

つきましては、これまでにドイツ文學研究などに掲載された著作物の全ての著者の皆様から著作権の利用許諾をいただく必要がありますので、略儀にて失礼かとは存じますが、本件に係る権利処理について下記の通りお伝えします。下記（2）（3）について、ご異議やご質問がある場合は、2013年12月31日までに、本案内の末尾に記載の連絡先までご連絡賜りますようお願い申し上げます。なお特にご異議の申し出がない場合、許諾をいただいたものとして処理させていただきたく存じます。

なお、今回は2013年12月31日を包括的な処理の期限とさせていただきますが、それ以降のお申し出に対しては、個別に対応させていただきますことを申し添えます。

著者ならびにその著作権継承者の皆様におかれましては、この電子ジャーナル化の方向性にご賛同くださり、著作権の利用について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

ドイツ文學研究などに著作物を掲載された著者ならびにその著作権継承者の皆様に、以下の点のご確認とご了解をいただきますようお願いいたします。

- （1）著作権の帰属そのものに変更はありません。京都大学人間・環境学研究科ドイツ語部会に著作権を譲渡するものではなく、皆様の権利に変更はありません。
- （2）これまでに発行されたドイツ文學研究などに掲載された著作物について、その紙面を電子的に複製しデータベース化すること（複製権*の利用）を、京都大学人間・環境学研究科ドイツ語部会に許可する。
- （3）電子化したものを、京都大学学術情報リポジトリ等を通して公開すること（公衆送信権*の利用）を、京都大学人間・環境学研究科ドイツ語部会に許可する。

*「複製権」及び「公衆送信権」は、それぞれ著作権の中の諸権利の一つです。

2013年 3月 8日

京都大学大学院人間・環境学研究科ドイツ語部会
紀要委員 大川 勇

本件に関するお問い合わせ先

（2013年12月まで）

京都大学附属図書館 情報管理課電子情報掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

電話:075-753-2618 FAX:075-753-2649

E-mail : dlkyoto@kulib.kyoto-u.ac.jp

（2014年1月以降）

京都大学人間・環境学研究科ドイツ語部会

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町 京都大学人間・環境学研究科内